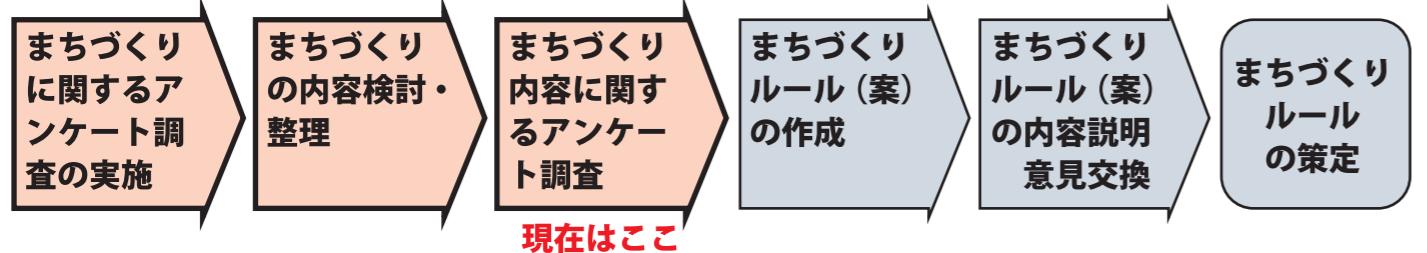


アンケートの結果を踏まえ、まちづくりの検討を進めます！

今回実施しましたアンケート調査の結果を踏まえ、今後、以下の手順でまちづくりの検討を進めます。

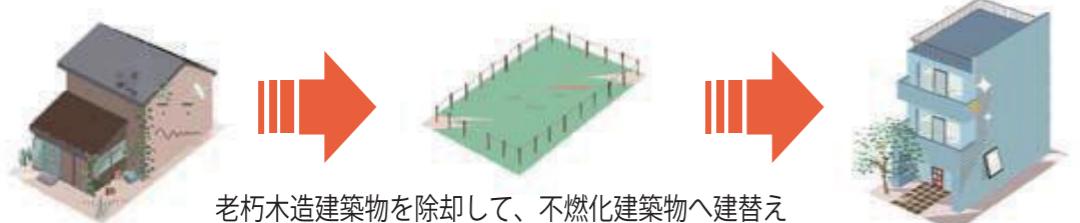


不燃化特区事業は平成32年度で終了します！

荒川区では、木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトに基づき、大地震等の災害時に特に危険とされる地区について「不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）」の指定を受け、特区限定の支援事業を平成32年度まで行っています。老朽木造建築物の建替えや、危険老朽建築物の除却について、助成金等による支援や税金の減免が受けられます。

① 老朽木造建築物を建替えたい方

不燃化建築物への建替えに伴う費用を助成します。



老朽木造建築物を除却して、不燃化建築物へ建替え

② 危険老朽建築物を除却したい方

危険老朽建築物の除去費用を助成します。



危険老朽建築物（木造）を除却して更地へ

危険老朽建築物（非木造）を除却して更地へ

③ 不燃化特区専門家派遣支援制度

権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を無料で派遣します。

【防災まちづくりニュースに関するお問い合わせ】

荒川区防災都市づくり部 防災街づくり推進課 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3（区役所北庁舎2階）
電話：代表 03-3802-3111（内線2828）Fax：03-3802-4104 担当：古川、松田



尾久地区の一部地域でまちづくりルールに関するアンケートを実施しました！

尾久地区では、防災性の向上と良好な住環境の形成に向けたまちづくりの取り組みを進めています。

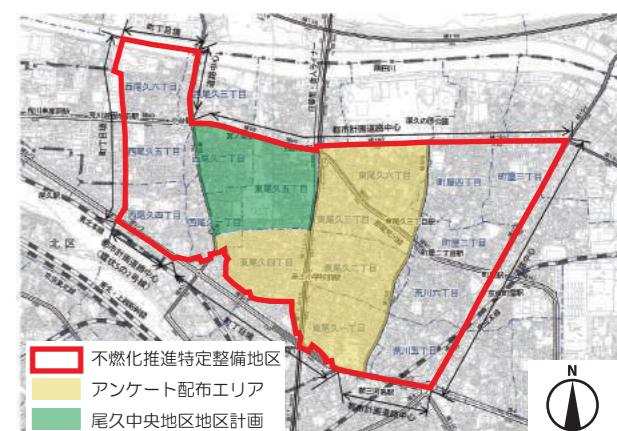
この度、尾久地区の一部地域（右図参照）において、更なる安全な地区を目指し、まちづくりのルール（地区計画）の導入を検討するため、第2回目のまちづくりアンケート調査を実施しました。（結果については本紙2、3ページ参照）。

〔実施概要〕

調査対象：東尾久一・二・三・四・六丁目、町屋四丁目

の一部、西尾久一丁目の一部の関係権利者（土地・建物所有者）及び居住者

実施期間：平成30年3月12日～3月26日

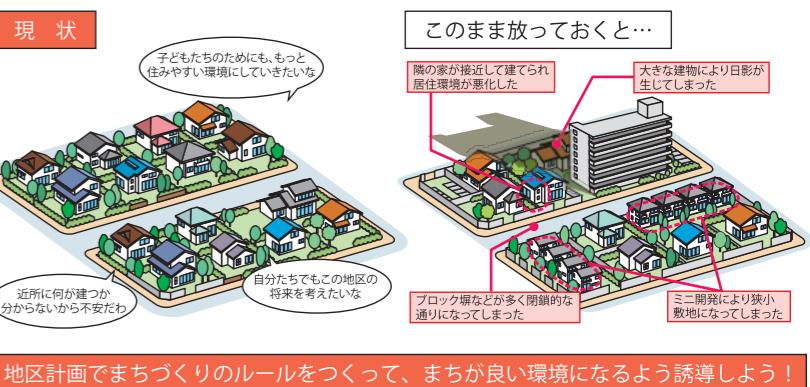


◆今後は、西尾久一・二・三丁目の一部、西尾久五・六丁目の地域でも、まちづくりアンケートの実施を予定しています。

◆尾久中央地区では、地域住民の皆さまと区が協働して、災害に強いまちを目指したまちづくりのルールを検討し、地区計画として定めています。

まちづくりのルール（地区計画）とは

地区的良いところを守ったり、問題点を改善したりする方法のひとつに、「地区計画」があります。地区計画では、住民と区が連携しながらまちの将来像を設定し、地区の特性に応じて、建物や道路等に関するまちづくりのルールを定めることができます。地区計画が決定された場合、新たに建てる建物は、ルールに従い建築等を行うこととなります。



地区計画でまちづくりのルールをつくって、まちが良い環境になるよう誘導しよう！

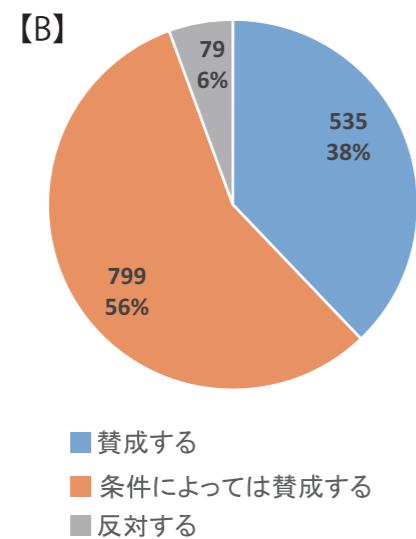
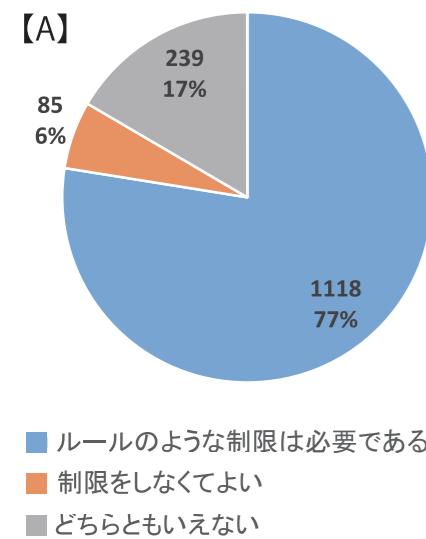
出典：全国地区計画推進協議会

アンケートの集計結果

① 建物位置の制限

A. 建物や工作物の設置位置を制限することについて、どのようにお考えですか。

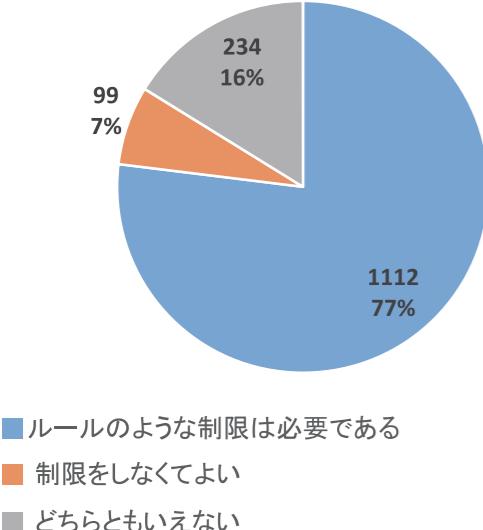
B. あなたの所有する土地や建物が面する道路の沿道で、上記のような建物位置の制限を行う場合、どのようにお考えですか。



77%の方が「ルールのような制限は必要」と回答し、94%の方は、所有する土地や建物が面する道路において建物位置の制限をすることについて、「賛成」または「条件によっては賛成」と回答しています。

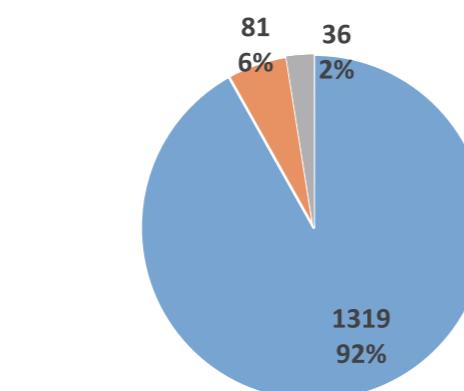
② ブロック塀の制限

A. 道路沿いにはブロック塀の設置を制限し、生垣やフェンスにすることについてどのようにお考えですか。



④ 建物の高さの制限

A. 建物の高さを制限することについて、どのようにお考えですか。



幹線道路沿い、住宅地など、それぞれの地区の実情に合わせて制限するのがよい
幹線道路沿い、住宅地を問わず制限を設けなくてよい
その他

☆主な自由意見

- ・制限が無ければ、より良い街づくりは出来ない。
- ・道路が狭いので、災害時に限らず緊急車両が通れるか心配である。
- ・災害時の火災延焼がとても不安。早急に対策をしてほしい。
- ・高い建物が増え過ぎている。

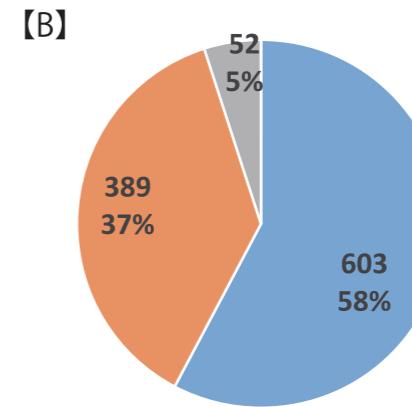
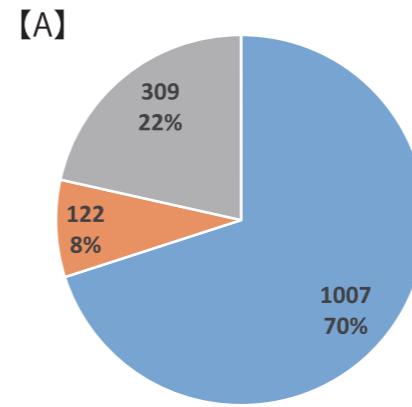
③ 敷地の最低限度

A. 敷地を分割して建物を建てる際、敷地の大きさに最低限度を設けることについて、どのようにお考えですか。

B. ③-Aで「ルールのような制限は必要である」と回答された方におたずねします。

敷地面積の最低限度についてどの程度がよいとお考えですか。

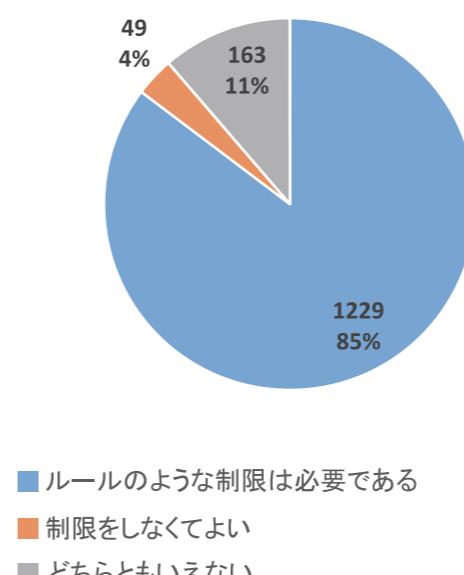
なお、本地區は50～60m²程度の敷地が最多となっています。



70%の方が「ルールのような制限は必要」と回答し、そのうちの58%の方が「最低限度は50～60m²程度がよい」、37%の方が「最低限度は50～60m²より広い面積で設定するのがよい」と回答しています。

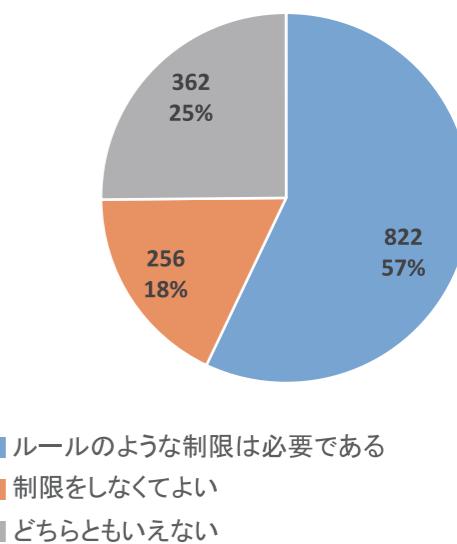
⑤ 建物用途の制限

A. 建物の用途（使いみち）を制限することについて、どのようにお考えですか。



⑥ 建物の色彩・意匠の制限

A. 建物の屋根・外壁の色や広告物の設置について制限することについて、どのようにお考えですか。



- ・マンションが多く建ち、日照不足となり大変困っている。
- ・狭い路地が多いので、何かあった時はと、考えさせられる。と同時に、マンションばかりになって、下町らしさがなくなっていくことに、時代の流れを感じる。